

株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書

お客様（以下「貸出者」という。）と楽天証券株式会社（以下「借入者」という。）とは、両者間で締結した株券等貸借取引に関する基本契約書（以下「基本契約書」という。）につき、以下のとおり合意する。なお、本合意書に定める用語の定義は、本合意書に別途定める場合を除き、基本契約書に定義する意味を有するものとする。

第1条（個別契約の成立）

基本契約書第2条第1項の定めにかかわらず、借入者が貸出者からの委託により買付けた又は借入者における貸出者の顧客口座に記録された或いは記録されている株券等について、借入者が借入れを希望する場合にはいつでも、借入者から貸出者に通知することにより、当該株券等の全部又は一部につき、株券等貸借取引を行うことができるものとする。この場合、基本契約書に記載のない条件については借入者から貸出者への通知に記載された条件によることとし、借入者から貸出者への通知時に個別契約が成立するものとする。なお、貸出者による株券等の借入れは行わないものとする。

第2条（個別取引明細書）

個別の株券等貸借取引を行うにあたっては個別取引契約書に代えて、基本契約書に係る個別取引明細書（以下「個別取引明細書」という。）を借入者が作成し、事前又は事後に貸出者に差し入れることができるものとする。なお、個別取引明細書に記載すべき事項について、書面による交付に代えて、基本契約書第20条第2項に定める電磁的方法による提供を行うことができるものとする。

- 2 前項に従って個別取引明細書が差し入れられた場合、基本契約書中、「個別取引契約書」は「個別取引明細書」に読み替えて基本契約書の規定を適用するものとする。

第3条（個別取引明細書の変更）

基本契約書の定めに従い、個別取引明細書の内容に変更があった場合、変更後の個別取引明細書を借入者が作成し、遅滞なく貸出者に差し入れるものとする。なお、変更後の個別取引明細書に記載すべき事項について、書面による交付に代えて、基本契約書第20条第2項に定める電磁的方法による提供を行うことができるものとする。

第4条（貸借期間満了前の株券の返還の通知）

借入者は、基本契約書第9条第1項に定める通知について、個別取引明細書の差入れ又は基本契約書第20条第2項に定める電磁的方法による提供をもって行うことができるものとする。

以上

(2018年9月)